新型コロナウイルス感染症に係る当院の対応について

新型コロナウイルス感染の拡大防止のため全国に発令されていた緊急事態宣言について、39 県(愛媛は条件付き)が解除され、残る8 都道府県(北海道、東京、神奈川、千葉、埼玉、京都、大阪、兵庫)は「新型コロナウイルス感染症特定警戒地域」として継続する方針が示されました。当院の入院および外来患者さんの安全のため下記のご協力をお願いします。

1. 新型コロナウイルス感染症に対する当院の診療体制について

当院は感染症病床を有する「感染症指定医療機関」ではありませんので、新型コロナウイルス感染症に対する専門外来「帰国者・接触者外来」は設置しておりません。また、感染の有無を確認するための PCR 検査についても、病院独自では行っておらず、保健所の判断で実施する「行政検査」でのみ対応しています。

2. 当院を受診する前に

下記のいずれかに該当する場合は、当院を受診する前に、お住まいの地域の保健所に開設されている「帰国者・接触者相談センター」にご相談下さい。(該当する症状がない場合も相談可能)。ご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いがある場合には、「帰国者・接触者外来」を設置した医療機関を紹介されますので、勧められた医療機関を受診して下さい。

<相談・受診の目安>

- 息苦しさ(呼吸困難)や強いだるさ(倦怠感)、高熱等の<u>強い症状</u>がある場合
- <u>重症化しやすい方</u> (※) で、発熱や咳などの<u>比較的軽い風邪の症状</u>がある場合 ※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けて いる方、免疫抑制剤や抗がん剤を用いている方、妊婦の方も同様
- 上記以外の方で発熱や咳など<u>比較的軽い風邪の症状</u>が続く場合 (症状が4日以上続く場合は必ずご相談下さい。また、症状には個人差がある為、強い症状 と思う場合にはすぐにご相談下さい。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様)

【帰国者・接触者相談センター連絡先一覧(保健所感染症電話相談窓口に併設)】

相談窓口	平日・日中	夜間•休日
(住所地•滞在地)	(8:30~17:15)	(17:15~翌8:30)
高松市保健所 (高松市)	087-839-2870 (保健予防課)	087-839-2258
東讃保健所	0879-29-8261	0879-29-8261
(さぬき市、東かがわ市、三木町、直島町)	(保健対策課)	(警備会社)
中讃保健所	0877-24-9962	0877-24-9962
(丸亀市、坂出市、善通寺市、綾歌郡、仲多度郡)	(保健対策課)	(警備会社 No アナウンス)
西讃保健所 (観音寺市、三豊市)	0875-25-2052 (保健対策課)	0875-25-2052
小豆保健所 (小豆郡)	0879-62-1373 (保健福祉課)	0879-62-1373

3. 外来受診について

- (1) 新型コロナウイルス感染症特定警戒地域の8都道府県(と愛媛県)から来られた場合 里帰り分娩、帰省、転勤などで上記8都道府県(と愛媛県)から来られた方、或いはその方 と濃厚接触の可能性のある方は、14日以上待機後に受診していただくようお願いします。 尚、緊急を要する場合はこの限りではありませんので、ご連絡ください。
- (2) 発熱がある場合

37.5℃以上の発熱がある患者さんは、予約による受診でも通常の外来ではなく、別に設置した「発熱対応エリア」で診察を行っています。このため、来院の前に体温の測定をお願いします。

病状により受診が必要な場合は、本館1階 総合案内所横に設置している「発熱相談コーナー」にお立ち寄りいただくと、「発熱対応エリア」にご案内します。

※「発熱対応エリア」での診察は、通常の外来より待ち時間が長くなることをご了承ください。

4. 手術について

新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴い、当院で行う手術について、以下のように対応させていただきます。以下に該当する患者さんの手術で緊急性のない場合、原則として最短で14日間延期させていただきます。

- (1) 現在、ご本人または同居されている方に、発熱や咳、味覚・臭覚障害の症状がある方
- (2) 過去 14 日以内に新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域*への<mark>滞在</mark> 歴がある方
 - * 海外および感染拡大の 8 都道府県(北海道、東京、神奈川、千葉、埼玉、京都、 大阪、兵庫、(愛媛))
- (3) 上記2) の人と濃厚接触歴のある方(マスクなしで2分以上会話するなど)
- (4) 過去 14 日以内に屋内で 50 人以上集まる集会に参加した方
- ※患者さんの容態が悪いなど、緊急の場合は別途考慮させていただきます。また、状況の 変化により、感染流行地域の判断など適宜変更いたします。

5. 入院患者さんの面会制限について

新型コロナウイルス感染者には、全く症状がない人がいます。その一方で、当院には、免疫抑制、抗癌剤投与、透析療法、高齢者などの高リスクの患者さんが入院しています。このため、一見健康に見える方がウイルスを媒介して、入院患者さんに感染させてしまい、重篤化させてしまう可能性があります。

つきましては、以下のご協力をお願いします

- (1) 面会の原則禁止(主治医が許可した方のみ短時間で)
- (2) 面会時間の変更:一般病室 14:00~17:00、集中治療室 15:00~15:30
- (3) 許可されていても上記8都道府県(と愛媛県)への滞在歴がある方はお申出下さい。 ※面会を許可されていない方による<u>お見舞い品等の受け渡しも対応できません</u>のでご注意 下さい。

6. 相談窓口

ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談下さい。

厚生労働省相談窓口(9:00~21:00 土日·祝日も可)

電話番号 0120 - 565 - 653 (フリーダイヤル)

聴覚に障害がある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方

FAX 03 - 3595 - 2756

外国人旅行者向けコールセンター(24時間、365日、多言語で対応)

電話番号 050 - 3816 - 2787

7. 新型コロナウイルス関連の公式情報

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)について 【香川県】

新型コロナウイルス感染症について 【厚生労働省】

新型コロナウイルスに関するQ&A(一般の方向け) 【厚生労働省】